

小児慢性特定疾病対策地域協議会について

資料 1 - 1

国の動き

令和 5 年 10 月 1 日施行：児童福祉法（及び難病法）の一部改正

小児慢性特定疾病児童等の成人期に向けた支援を一層促進するとともに、成人後の各種支援との連携強化に取り組む必要があることから、

- ① 難病対策地域協議会と同様に、**小児慢性特定疾病対策地域協議会が法定化**（都道府県等における設置が**努力義務**として規定）
- ② 難病と小慢の地域協議会間の**連携努力義務**が新設

都の対応

令和 5 年度：「東京都小児慢性特定疾病対策地域協議会」を新たに設置

- ① 令和 5 年度より年に 1 回の開催を予定
- ② 東京都難病対策地域協議会との間で連携を図る

※令和 5 年度東京都難病対策地域協議会において、
両地域協議会の連携のあり方について議論を実施

協議会の協議事項

- (1) 小児慢性特定疾病児童等とその家族の現状と課題の把握
- (2) 地域における支援策・支援機関に関する情報の収集及び共有
- (3) 小児慢性特定疾病児童等のニーズに応じた支援内容（小児慢性特定疾病児童等自立支援事業等）の検討
- (4) 小児慢性特定疾病児童等とその家族への支援策の効果的な周知及び地域における慢性疾患に対する理解促進の在り方
- (5) その他必要な事項

＜課題等への対応＞

今回の協議会で議論を行った課題を事務局で整理

整理された課題に対し、必要に応じて委員より対応策等を意見聴取

事務局で課題に対する対応策を検討実施（必要に応じて予算要求）

次回の協議会

課題への対応状況を事務局より報告